

○農林水産省、経済産業省、告示第三号  
○環境省、厚生労働省、  
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第十一  
第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一  
第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率(平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商  
産業省告示第三号)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。  
平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 厚生労働大臣  
農林水産大臣 農林水産大臣  
経済産業大臣 環境大臣  
環境大臣

山本 世耕 公弘 有成 恭久 太郎 麻生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のよう改める。  
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一項第一号に規定する主務  
大臣が定める比率(平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第三号)抄)

改 正 後		改 正 前	
特定分別基準適合物	比 率	特定分別基準適合物	比 率
(略)	(略)	(略)	(略)
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八・三〇	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・四六

  

改 正 後		改 正 前	
特定分別基準適合物	比 率	特定分別基準適合物	比 率
(略)	(略)	(略)	(略)
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八九・一一	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九四・一三